

用語解説

注1【デイサービスセンター】

デイサービスとは、「おおむね65歳以上」の寝たきりや痴呆性の高齢者、虚弱な高齢者に対して、送迎、健康チェック、生活指導（レクリエーションなど）、日常動作訓練、日常生活動作などを基本に行う事業で、通所と訪問事業がある。通所事業であるデイサービスセンターでは、入浴サービス、食事サービスも合わせて行う。

利用者の障害の程度に応じてタイプ別になっており、A型は重介護の高齢者、C型（軽介護型）は生きがい対策中心、その中間のB型（標準型）が数ではいちばん多い。そのほかには、D型（小規模型）、E型（痴呆性高齢者向け毎日通所型）がある。

厚生省はデイサービスセンターを全国で1万7千カ所、つまり中学校区に1カ所ずつ作りたいとしている。

注2【ストックヤード】（stock yard）

廃棄物を最終処分するまでに一時集積、保管しておくための場所。資源の有効利用のために必要である。

注3【バリアフリー】（barrier free）

地域で障害者や高齢者が普通に生きていける権利を保障するため、社会生活を行ううえでの都市の構造や建築物の物理的障壁を取り除くことをいう。たとえば、階段のかわりにゆるやかな坂の道を取り付ける（スロープ）など。しかし、最近では、社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味合いで使われるようになった。

ここでいう「教育のバリアフリー」とは、教育を取り巻くさまざまな障壁を取り除くことを指す。

注4【子どもの権利条約】

1989年に国連で採択された子どもの人権を包括的に規定した条約で、54条からなる。子どもの最善の利益、生命・生存の権利、市民的自由と意見表明権、親との関係における子どもの権利、教育・医療・社会保障への権利、特別に保護を受ける権利などが規定されている。子どもを大人が保護する対象としてのみとらえるのではなく、権利を享受し行使する主体としてより積極的にとらえる子ども観をうちだしていることに特徴がある。日本は、94年5月にやっとこの条約を批准した。

注5【ポストハーベスト】

輸出入農産物に収穫後に品質劣化を防ぐ目的で散布される農薬。これまで日本では特に危険として残留が認められなかったものが数多く含まれているため、消費者運動のなかで強い批判が生じている。

注6【環境ホルモン】

ダイオキシン、DDT、PCBなどの有機塩素系物質、ポリカーボネート樹脂の分解生育物ビスフェノールAなど、女性ホルモンのエストロゲンと類似した作用がある物質。環境エストロゲンともいう。人間の生殖機能を脅かす可能性が指摘されている。

注7【ダイオキシン】

有機塩素化合物でポリ塩化ジベンゾダイオキシンの略称。塩素の数によって二塩化物、五塩化物、六塩化物など異性体は70種類以上あり、他に例をみない猛毒物質である。もっとも毒性が強い2-3-7-8四塩化ジベンゾダイオキシン（TCDD）は青酸カリの1万倍の急性毒性があり、史上最強の毒物といわれる。日本は対策が遅れ、都市部の大気中濃度は欧米各国の10倍程度になっている。排出源の8～9割はごみ焼却炉とみられている。

用語解説

注8【生涯学習振興整備法】

正式には「生涯学習振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（1990年法律第71号）という。「都道府県」が特定の地域に設け、教育文化産業の事業を包み込んだ集中的な生涯学習支援を行うための「地域生涯学習振興基本構想」を作成し、その構想が国の定める承認基準に合って承認されれば、教育文化産業は税制、融資上の優遇措置が受けられることなどが定められたが、バブル経済の崩壊にともない実質的に頓挫している。

注9【フリースクール】

子どもたちの自主性を尊重し、子どもたち一人ひとりの関心や興味を土台に学校を作ろうとする動き。日本ではシュタイナーの学校やニールの学校が有名。アメリカではホームスクーリングの考えから、約20万人の自宅学習の子どもがいる。

注10【NPO】(Non Profit Organization)

営利を目的としない活動を行う民間団体を指す。アメリカでは、「公共利益のための非営利団体」だけでも74万団体あるといわれており、法人の設立や税制上、また郵便料金の低減などの優遇措置がある。社会活動のなかで、政府組織、民間営利に次ぐ「第3セクター」としての役割を担っている。

注11【教育委員会制度】

戦後教育改革の一環として生まれ、憲法・教育基本法ができた翌年の1948年の教育委員会法では、公選制の教育委員会制度として出発した。いわば、地方自治制度の一環、地方自治教育行政制度として設けられたもの。しかし、56年の地方教育行政法の成立に伴い、任命制の教育委員会制度に変えられた。

注12【地方教育行政法48条】

「文部大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言、援助を行うものとする」。

この規定は、「文部大臣及び都道府県教育委員会が、指導、助言、援助を、その職務として積極的に行うべきもの」と解され、文部大臣及び都道府県教育委員会の指導的立場を明らかにしたものであるといわれる。

注13【クォータ制】

議員の男女比率を法で定めて、女性議員を増やす割当て制度。ポジティブアクション（積極的差別是正策）のひとつ。ヨーロッパでは比例代表名簿を男女交互に掲載するなどの制度がすでに導入されている。

注14【教育オンブズパーソン】

市民の教育に関する苦情を受け付け、中立的立場から原因を究明し、是正措置を講ずることによって迅速に問題を解決する制度。オンブズマンとは「護民官」を意味するスウェーデン語。

注15【サラマンカ宣言】

1994年6月にユネスコ（国連教育科学文化機構）が、より徹底した統合教育（インクルージョン）の実施を求めて、スペインの古都サラマンカで採択した宣言。